

新型コロナウイルスの感染が広がるなか、 不安や心配を抱える妊産婦に対応される会員の皆様へ・・・

学会からのメッセージ ②（産科編）

厚生労働省からの関連情報のご紹介を致します。

厚生労働省より、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の一部を改正する旨、2020年5月7日付けで告示がなされました。

趣旨は「妊娠中の女性労働者が、新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響がある旨、医師又は助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合には、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務又は休業をいう。）等の必要な措置を講じること」というものです。

詳細は、厚生労働省HP

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11129.html)

または日本産婦人科医会HP

(<https://www.jaog.or.jp/members/news/important/200502/>)

※産婦人科医会会員限定のURLですので、医会以外のメンタルヘルス学会会員は医会会員の医師より内容をご入手ください。

をご参照ください。

妊娠中の女性労働者が心理的ストレスを訴えた際の社会的バックアップになり得る指針改定と思います。



2020年5月25日
日本周産期メンタルヘルス学会

